

愛知県地域防災計画(風水害等災害対策計画)

新旧対照表(案)

2026年6月修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第1章 計画の目的	第1章 計画の目的	
	第4節 災害の想定	第4節 災害の想定	
2	<p>(略)</p> <p>(1) 想定した主な災害 この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。</p> <p>ア 台風による災害 イ 高潮による災害 ウ 集中豪雨等異常気象による災害 エ 大規模な火災 オ 危険物の爆発等による災害 カ 可燃性ガスの拡散 キ 有毒性ガスの拡散</p> <p><u>(追加)</u> <u>ク</u> 航空機事故による災害</p> <p><u>(追加)</u> <u>ケ</u> その他の特殊災害</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 想定した主な災害 この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。</p> <p>ア 台風による災害 イ 高潮による災害 ウ 集中豪雨等異常気象による災害 エ 大規模な火災 オ 危険物の爆発等による災害 カ 可燃性ガスの拡散 キ 有毒性ガスの拡散 <u>ク</u> <u>船舶事故及び海上への油排出等</u> <u>ケ</u> 航空機事故による災害 <u>コ</u> <u>鉄道事故による災害</u> <u>サ</u> <u>道路事故による災害</u> <u>シ</u> その他の特殊災害</p>	表記の整理
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
5	1 県	1 県	新たな防災 気象情報の 運用開始に 伴う修正
6	(略) (3) 名古屋地方気象台と共同して <u>土砂災害警戒情報</u> を発表する。	(略) (3) 名古屋地方気象台と共同して <u>レベル4 土砂災害危険警報</u> を発表する。	
7	3 指定地方行政機関	3 指定地方行政機関	新たな防災 気象情報の 運用開始に 伴う修正
11	<p>(略)</p> <p>中部地方整備局</p> <p>(1) 災害予防 ア 降雨、河川水位などについて観測する。 イ 木曾川・長良川・庄内川（矢田川を含む。）・矢作川・豊川及び豊川放水路に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔木曾川中流・木曾川下流・長良川下流・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路〕 <u>氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾</u></p>	<p>(略)</p> <p>中部地方整備局</p> <p>(1) 災害予防 ア 降雨、河川水位などについて観測する。 イ 木曾川・長良川・庄内川（矢田川を含む。）・矢作川・豊川及び豊川放水路に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔木曾川中流・木曾川下流・長良川下流・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路〕 <u>レベル2 氾濫注意報、レベル3 氾</u></p>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考
	<u>濫危険情報、氾濫発生情報</u>] を発表し、関係機関に連絡する。	<u>濫警報、レベル4 氾濫危険警報、レベル5 氾濫特別警報/レベル5 氾濫発生情報</u>] を発表し、関係機関に連絡する。	
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第3章 土砂災害等予防対策	第3章 土砂災害等予防対策	
	第2節 土砂災害の防止	第2節 土砂災害の防止	
36	1 県（建設局、建築局、農林基盤局）における措置 (略)	1 県（建設局、建築局、農林基盤局）における措置 (略)	新たな防災 気象情報の 運用開始に 伴う修正
37	(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進的 な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制 を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令基準 に <u>土砂災害警戒情報（警戒レベル4 相当情報 [土砂災害]</u>) の発令判断 を位置付けることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支 援する。 このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対 策を実施する。	(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進的 な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制 を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令基準 に <u>レベル4 土砂災害危険警報</u> の発令判断を位置付けることについて助 言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。 このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対 策を実施する。	
37	2 市町村における措置 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 (略) イ 市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町 村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項につ いて定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。 ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令 及び伝達に関する事項 (④)に掲げる施設の所有者又は管理者に対する <u>土砂災害警戒情報</u> の伝達方法等) (略)	2 市町村における措置 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 (略) イ 市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町 村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項につ いて定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。 ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令 及び伝達に関する事項 (④)に掲げる施設の所有者又は管理者に対する <u>レベル4 土砂災害危険警報</u> の伝達方法等) (略)	新たな防災 気象情報の 運用開始に 伴う修正
38	ウ 市町村は、 <u>土砂災害警戒情報</u> (警戒レベル4 相当情報 [土砂災害]) が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具 体的な発令基準を設定する。	ウ 市町村は、 <u>レベル4 土砂災害危険警報</u> (警戒レベル4 相当情報 [土 砂災害]) が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本 とした具体的な発令基準を設定する。	
	第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	
39	2 市町村における措置 (1) 連絡体制の確立 市町村は施設の管理者に対して、 <u>土砂災害警戒情報等</u> の情報を提供す るなど連絡体制の確立に努める。	2 市町村における措置 (1) 連絡体制の確立 市町村は施設の管理者に対して、 <u>レベル4 土砂災害危険警報等</u> の情報 を提供するなど連絡体制の確立に努める。	新たな防災 気象情報の 運用開始に 伴う修正
	第6節 宅地造成等の規制誘導	第6節 宅地造成等の規制誘導	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考
40	<p>県（建築局、都市・交通局）及び市町村における措置 （略） （2）造成宅地防災区域 県は市町村と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。 <u>（追加）</u></p>	<p>県（建築局、都市・交通局）及び市町村における措置 （略） （2）造成宅地防災区域 県は市町村と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。 <u>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u></p>	時点修正
	第4章 事故・火災等予防対策	第4章 事故・火災等予防対策	
	第2節 航空災害対策	第2節 航空災害対策	
47	<p>2 県（名古屋空港事務所）における措置 （1）<u>名古屋飛行場緊急計画</u>連絡協議会構成機関との連携による総合訓練の実施 「愛知県名古屋飛行場<u>緊急計画（消火救難・救急医療活動）</u>」に基づき、名古屋飛行場緊急計画連絡協議会の構成機関と連携し、定期的に部分訓練及び総合訓練を実施する。</p>	<p>2 県（名古屋空港事務所）における措置 （1）<u>愛知県名古屋飛行場緊急時対応計画</u>連絡協議会構成機関との連携による総合訓練の実施 「愛知県名古屋飛行場<u>緊急時対応計画航空機事故（飛行場内）編</u>」に基づき、名古屋飛行場緊急計画連絡協議会の構成機関と連携し、定期的に部分訓練及び総合訓練を実施する。</p>	名称変更に伴う修正
	第6章 都市の防災性の向上	第6章 都市の防災性の向上	
	第4節 市街地の面的な整備・改善	第4節 市街地の面的な整備・改善	
66	<p>県（都市・交通局、建築局）、市町村及び土地区画整理組合等における措置 （略） （2）<u>災害対策等に関する土地利用規制</u> <u>ア 災害危険区域の指定</u> 地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。 ※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。 <u>イ 宅地造成等の規制</u> <u>宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。</u> ◆ 附属資料第1「急傾斜地崩壊危険区域」 ◆ <u>附属資料第1「宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域」</u></p>	<p>県（都市・交通局、建築局）、市町村及び土地区画整理組合等における措置 （略） （2）<u>災害危険区域の指定</u> <u>（削除）</u> 地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。 ※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。 <u>（削除）</u> ◆ 附属資料第1「急傾斜地崩壊危険区域」 <u>（削除）</u></p>	表記の整理及び重複する内容の削除
	第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
70	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	記載場所の

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考
75	(略) 11 物資等の備蓄、調達供給体制の確保 (略) <u>(追加)</u>	(略) 11 物資等の備蓄、調達供給体制の確保 (略) 12 遺体の処理に係る事前対策 <u>市町村は、大規模災害時に備え、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設を遺体安置所としてあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。</u>	整理
76	12 応急仮設住宅の設置に係る事前対策	13 応急仮設住宅の設置に係る事前対策	
	第9章 避難行動の促進対策	第9章 避難行動の促進対策	
	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
81	1 市町村における措置 (1) マニュアルの作成 (略) イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。 (略) エ <u>土砂災害警戒情報、土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)、土砂災害危険度情報</u> (略) キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。 ア 避難の指示等を発令する基準は、 <u>降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報 (大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等)、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</u> (略)	1 市町村における措置 (1) マニュアルの作成 (略) イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。 (略) エ <u>(削除) 土砂キキクル (削除)、土砂災害危険度情報</u> (略) キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。 ア 避難の指示等を発令する基準は、 <u>災害の発生状況又は切迫度を客観的に判断できるよう、あらかじめ具体的・客観的な内容として設定するよう努める。この際、警戒レベル相当情報を主な判断材料とし、あわせて、降水量や水防警報の発表等の関連情報を総合的に勘案して、避難を要する区域及び発令の時期を判断するものとする。</u> (略)	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正 避難情報に関するガイドラインを踏まえた修正
82	(イ) 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、 <u>土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</u> なお、土砂災害の発生が確認された場合や、 <u>大雨特別警報 (土砂災害) (警戒レベル5相当)</u> が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険個所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した個所や周辺	(イ) 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、 <u>レベル4 土砂災害危険警報</u> 及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。 なお、土砂災害の発生が確認された場合や、 <u>レベル5 土砂災害特別警報</u> が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険個所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考
	<p>区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、[警戒レベル5] 緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。</p> <p>(ウ) 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、<u>高潮警報等の予想最高潮位</u>に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</p>	<p>設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、[警戒レベル5] 緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。</p> <p>(ウ) 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、<u>レベル4 高潮危険警報等の予想最高潮位等</u>に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</p>	
	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	
83	<p>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 市町村の避難計画 市町村の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。<u>(追加)</u></p> <p>ア 避難情報を行う基準及び伝達方法 イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 <u>なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u> ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法</p>	<p>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 市町村の避難計画 市町村の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。<u>なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>ア 避難情報を行う基準及び伝達方法 イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 <u>(削除)</u> ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法</p>	記載場所の整理
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等	
87	市町村における措置 (略)	市町村における措置 (略)	名称変更に伴う修正
88	(6) 避難所の運営体制の整備 ア 市町村は、県が作成した「愛知県 <u>避難所運営</u> マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。	(6) 避難所の運営体制の整備 ア 市町村は、県が作成した「愛知県 <u>避難生活支援</u> マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
89	県(福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会)、市町村及び社会福祉施設等管理者における	県(福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会)、市町村及び社会福祉施設等管理者における措	災害時における外国人

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考								
91	措置 (略)	置 (略)	対応を確実に実施するため								
92	(4) 外国人等に対する対策 (略) オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 <u>(追加)</u>	(4) 外国人等に対する対策 (略) オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 <u>カ 災害時に外国人の被災状況等の情報収集や多言語による情報提供を行う部署及び対応方法をあらかじめ定めるものとする。</u>									
第3編 災害応急対策		第3編 災害応急対策									
第1章 活動態勢（組織の動員配備）		第1章 活動態勢（組織の動員配備）									
第1節 災害対策本部の設置・運営		第1節 災害対策本部の設置・運営									
108	1 県（防災安全局）における措置 (略) (1) 県災害対策本部の設置 (略)	1 県（防災安全局）における措置 (略) (1) 県災害対策本部の設置 (略)	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置区分</th> <th>設置基準（風水害等関係）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予警報等による場合</td> <td>・次の気象予警報等のいずれかが県内の地域に発表されたとき。 <u>(大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曾川中流氾濫警戒情報、木曾川下流氾濫警戒情報、長良川下流氾濫警戒情報、庄内川氾濫警戒情報、矢作川氾濫警戒情報、豊川及び豊川放水路氾濫警戒情報、新川氾濫警戒情報、日光川氾濫警戒情報、天白川氾濫警戒情報、境川・逢妻川氾濫警戒情報)</u></td> </tr> </tbody> </table>	設置区分		設置基準（風水害等関係）	気象予警報等による場合	・次の気象予警報等のいずれかが県内の地域に発表されたとき。 <u>(大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曾川中流氾濫警戒情報、木曾川下流氾濫警戒情報、長良川下流氾濫警戒情報、庄内川氾濫警戒情報、矢作川氾濫警戒情報、豊川及び豊川放水路氾濫警戒情報、新川氾濫警戒情報、日光川氾濫警戒情報、天白川氾濫警戒情報、境川・逢妻川氾濫警戒情報)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置区分</th> <th>設置基準（風水害等関係）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予警報等による場合</td> <td>・次の気象予警報等のいずれかが県内の地域に発表されたとき。 <u>(レベル5 氾濫特別警報、レベル5 大雨特別警報、レベル5 土砂災害特別警報、レベル5 高潮特別警報、暴風特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、レベル4 氾濫危険警報、レベル4 大雨危険警報、レベル4 土砂災害危険警報、レベル4 高潮危険警報、レベル3 氾濫警報、レベル3 大雨警報、レベル3 土砂災害警報、レベル3 高潮警報、暴風警報、暴風雪警報)</u></td> </tr> </tbody> </table>	設置区分	設置基準（風水害等関係）	気象予警報等による場合	・次の気象予警報等のいずれかが県内の地域に発表されたとき。 <u>(レベル5 氾濫特別警報、レベル5 大雨特別警報、レベル5 土砂災害特別警報、レベル5 高潮特別警報、暴風特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、レベル4 氾濫危険警報、レベル4 大雨危険警報、レベル4 土砂災害危険警報、レベル4 高潮危険警報、レベル3 氾濫警報、レベル3 大雨警報、レベル3 土砂災害警報、レベル3 高潮警報、暴風警報、暴風雪警報)</u>
設置区分	設置基準（風水害等関係）										
気象予警報等による場合	・次の気象予警報等のいずれかが県内の地域に発表されたとき。 <u>(大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曾川中流氾濫警戒情報、木曾川下流氾濫警戒情報、長良川下流氾濫警戒情報、庄内川氾濫警戒情報、矢作川氾濫警戒情報、豊川及び豊川放水路氾濫警戒情報、新川氾濫警戒情報、日光川氾濫警戒情報、天白川氾濫警戒情報、境川・逢妻川氾濫警戒情報)</u>										
設置区分	設置基準（風水害等関係）										
気象予警報等による場合	・次の気象予警報等のいずれかが県内の地域に発表されたとき。 <u>(レベル5 氾濫特別警報、レベル5 大雨特別警報、レベル5 土砂災害特別警報、レベル5 高潮特別警報、暴風特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、レベル4 氾濫危険警報、レベル4 大雨危険警報、レベル4 土砂災害危険警報、レベル4 高潮危険警報、レベル3 氾濫警報、レベル3 大雨警報、レベル3 土砂災害警報、レベル3 高潮警報、暴風警報、暴風雪警報)</u>										
109	(略) (6) 災害対策本部職員 ^の 動員 (略) (非常配備体制)	(略) (6) 災害対策本部職員 ^の 動員 (略) (非常配備体制)									
110											

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)			修正 (2026年6月修正案)			備考																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき 県内で震度4を観測した地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき <p>(追加)</p> </td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ○準備体制 <ul style="list-style-type: none"> 小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ・南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表されたとき ○準備強化体制 <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき (追加) <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表されたとき ○警戒体制 <ul style="list-style-type: none"> 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・県内で震度5弱を観測した地震が発生したとき ・東海地震に関連する調査情報 (臨時) が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表されたとき </td> </tr> <tr> <td>第3 非常配備</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・県内で震度5強以上を観測した地震が発生したとき ・東海地震注意情報が発表されたとき ・警戒宣言が発せられたとき </td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準		第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき 県内で震度4を観測した地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき <p>(追加)</p>		第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○準備体制 <ul style="list-style-type: none"> 小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ・南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表されたとき ○準備強化体制 <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき (追加) <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表されたとき ○警戒体制 <ul style="list-style-type: none"> 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・県内で震度5弱を観測した地震が発生したとき ・東海地震に関連する調査情報 (臨時) が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表されたとき 		第3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・県内で震度5強以上を観測した地震が発生したとき ・東海地震注意情報が発表されたとき ・警戒宣言が発せられたとき 			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき ・県内で震度4を観測した地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき <p>・南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表されたとき</p> </td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ○準備体制 <ul style="list-style-type: none"> 小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき (削除) ○準備強化体制 <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき ・県内で震度5弱を観測した地震が発生したとき ・南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意・巨大地震警戒 (事前避難対象地域を除く)) が発表されたとき ○警戒体制 <ul style="list-style-type: none"> 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・県内で震度5強を観測した地震が発生したとき ・東海地震に関連する調査情報 (臨時) が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒 (事前避難対象地域)) が発表されたとき </td> </tr> <tr> <td>第3 非常配備</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・県内で震度6弱以上を観測した地震が発生したとき ・東海地震注意情報が発表されたとき ・警戒宣言が発せられたとき </td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準		第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき ・県内で震度4を観測した地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき <p>・南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表されたとき</p>		第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○準備体制 <ul style="list-style-type: none"> 小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき (削除) ○準備強化体制 <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき ・県内で震度5弱を観測した地震が発生したとき ・南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意・巨大地震警戒 (事前避難対象地域を除く)) が発表されたとき ○警戒体制 <ul style="list-style-type: none"> 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・県内で震度5強を観測した地震が発生したとき ・東海地震に関連する調査情報 (臨時) が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒 (事前避難対象地域)) が発表されたとき 		第3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・県内で震度6弱以上を観測した地震が発生したとき ・東海地震注意情報が発表されたとき ・警戒宣言が発せられたとき 			<p>災害対策実施要綱の改正に伴う修正</p>
区分	配備基準																												
第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき 県内で震度4を観測した地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき <p>(追加)</p>																												
第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○準備体制 <ul style="list-style-type: none"> 小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき ・南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表されたとき ○準備強化体制 <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき (追加) <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表されたとき ○警戒体制 <ul style="list-style-type: none"> 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・県内で震度5弱を観測した地震が発生したとき ・東海地震に関連する調査情報 (臨時) が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表されたとき 																												
第3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・県内で震度5強以上を観測した地震が発生したとき ・東海地震注意情報が発表されたとき ・警戒宣言が発せられたとき 																												
区分	配備基準																												
第1 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき ・県内で震度4を観測した地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき <p>・南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表されたとき</p>																												
第2 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○準備体制 <ul style="list-style-type: none"> 小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき (削除) ○準備強化体制 <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき ・県内で震度5弱を観測した地震が発生したとき ・南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意・巨大地震警戒 (事前避難対象地域を除く)) が発表されたとき ○警戒体制 <ul style="list-style-type: none"> 相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・県内で震度5強を観測した地震が発生したとき ・東海地震に関連する調査情報 (臨時) が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒 (事前避難対象地域)) が発表されたとき 																												
第3 非常配備	<ul style="list-style-type: none"> 大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・県内で震度6弱以上を観測した地震が発生したとき ・東海地震注意情報が発表されたとき ・警戒宣言が発せられたとき 																												
	<p>第3節 災害救助法の適用</p>			<p>第3節 災害救助法の適用</p>																									
112	<p>1 県 (防災安全局、県民文化局、福祉局、保健医療局、建築局、教育委員会) における措置 (略) (3) 市町村への委任 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市町村 (県が委任)</td> <td>県 (福祉局、保健医療局) 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> </table>			医療、助産	市町村 (県が委任)	県 (福祉局、保健医療局) 日本赤十字社愛知県支部	<p>1 県 (防災安全局、県民文化局、福祉局、保健医療局、建築局、教育委員会) における措置 (略) (3) 市町村への委任 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市町村 (県が委任)</td> <td>県 (保健医療局) 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> </table>			医療、助産	市町村 (県が委任)	県 (保健医療局) 日本赤十字社愛知県支部	<p>表記の整理</p>																
医療、助産	市町村 (県が委任)	県 (福祉局、保健医療局) 日本赤十字社愛知県支部																											
医療、助産	市町村 (県が委任)	県 (保健医療局) 日本赤十字社愛知県支部																											
	<p>第2章 避難行動</p>			<p>第2章 避難行動</p>																									
	<p>第1節 気象警報等の発表、伝達</p>			<p>第1節 気象警報等の発表、伝達</p>																									

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考
117	<p>1 名古屋地方気象台における措置 (略) また、名古屋地方気象台は、報道機関及び警報・注意報等により措置の必要があると認める機関に対しては、専用通信施設及び公衆通信施設により、警報・注意報等を伝達する。 <u>(追加)</u></p>	<p>1 名古屋地方気象台における措置 (略) また、名古屋地方気象台は、報道機関及び警報・注意報等により措置の必要があると認める機関に対しては、専用通信施設及び公衆通信施設により、警報・注意報等を伝達する。 <u>なお、危険警報は、気象庁予報警報規程(告示)において「警報の一種として、重大な災害が起こるおそれ大きい危険な状況である場合に行う。」と定義され、通知・伝達に関しては気象業務法に基づく警報の位置付けとなる。</u></p>	新たな防災 気象情報の 運用開始に 伴う修正
117	<p>2 洪水予報(中部地方整備局、県(建設局)及び名古屋地方気象台等における措置) (1) 中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、木曾川・長良川・庄内川(矢田川を含む)・矢作川・豊川及び豊川放水路について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき(<u>氾濫注意情報(警戒レベル2相当情報[洪水])、氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報[洪水])、氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報[洪水])及び氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])</u>)は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。 (2) 名古屋地方気象台及び県は、新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき(<u>氾濫注意情報(警戒レベル2相当情報[洪水])、氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報[洪水])、氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報[洪水])及び氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])</u>)は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。</p>	<p>2 洪水予報(中部地方整備局、県(建設局)及び名古屋地方気象台等における措置) (1) 中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、木曾川・長良川・庄内川(矢田川を含む)・矢作川・豊川及び豊川放水路について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき(<u>レベル2氾濫注意報(警戒レベル2情報)、レベル3氾濫警戒報(警戒レベル3相当情報)、レベル4氾濫危険警報(警戒レベル4相当情報)及びレベル5氾濫特別警報/レベル5氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報)</u>)は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。 (2) 名古屋地方気象台及び県は、新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき(<u>レベル2氾濫注意報(警戒レベル2情報)、レベル3氾濫警戒報(警戒レベル3相当情報)、レベル4氾濫危険警報(警戒レベル4相当情報)及びレベル5氾濫特別警報/レベル5氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報)</u>)は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。</p>	新たな防災 気象情報の 運用開始に 伴う修正
117	<p>4 高潮に係る水位情報の周知(県(建設局)における措置) 県は、三河湾・伊勢湾沿岸(田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで)について、水位が高潮特別警戒水位(警戒レベル5相当情報[高潮])に達したときは、<u>高潮氾濫発生情報</u>を、関係機関に通知するとともに、県民に周知する。</p>	<p>4 高潮に係る水位情報の周知(県(建設局)における措置) 県は、三河湾・伊勢湾沿岸(田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで)について、水位が高潮特別警戒水位(警戒レベル5相当情報[高潮])に達したときは、<u>レベル5高潮氾濫発生情報</u>を、関係機関に通知するとともに、県民に周知する。</p>	新たな防災 気象情報の 運用開始に 伴う修正
118	<p>6 土砂災害警戒情報(名古屋地方気象台及び県(建設局)における措置) 名古屋地方気象台及び県は、<u>市町村ごとに、大雨警報(土砂災害)の発表後、</u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、共同して土砂災害警戒情報(<u>警戒レベル4相当情報[土砂災害]</u>)を発表し、関係機関に<u>連絡する。</u><u>(追加)</u></p>	<p>6 土砂災害警戒情報(名古屋地方気象台及び県(建設局)における措置) 名古屋地方気象台及び県は、<u>(削除)</u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、共同して土砂災害警戒情報(<u>削除</u>)を発表し、関係機関に<u>連絡するとともに一般に周知する。</u><u>なお、土砂災害警戒情報は気象業務法に基づく警報の一種として「レベル4</u></p>	新たな防災 気象情報の 運用開始に 伴う修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考
	また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を該当する警戒レベル相当情報を付して市町村や住民に提供する。	<u>土砂災害危険警報</u> の名称で発表する。 また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を該当する警戒レベル相当情報を付して市町村や住民に提供する。	
118	13 気象警報等の伝達系統 次の気象警報等の伝達は、図1～9のとおり行う。 (略)	13 気象警報等の伝達系統 次の気象警報等の伝達は、図1～9のとおり行う。 (略)	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正
119	(5) <u>高潮氾濫発生情報</u> … 図5 (6) <u>土砂災害警戒情報</u> … 図6	(5) <u>レベル5高潮氾濫発生情報</u> … 図5 (6) <u>レベル4土砂災害危険警報</u> … 図6	
126	図5 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報） ■知事が通知する水位周知海岸 （高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[高潮]））	図5 水位周知海岸の水位情報（レベル5高潮氾濫発生情報） ■知事が通知する水位周知海岸 （レベル5高潮氾濫発生情報）	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正
127	図6 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]） (略) <u>協議・発表</u> (略) (注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議の上、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。	図6 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]） (略) <u>発表</u> (略) (注) 土砂災害警戒情報は気象業務法に基づく警報の一種として「レベル4土砂災害危険警報」の名称で発表・伝達する。	新たな防災気象情報の運用開始に伴う修正
	第2節 避難情報	第2節 避難情報	
128	1 市町村における措置 (1) 避難情報 (略) イ [警戒レベル4] 避難指示 <u>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令</u> 、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4] 避難指示を発令するものとする。 (略) ウ [警戒レベル3] 高齢者等避難 避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。また、必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。 なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定され	1 市町村における措置 (1) 避難情報 (略) イ [警戒レベル4] 避難指示 <u>レベル4危険警報の発表</u> 、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4] 避難指示を発令するものとする。 (略) ウ [警戒レベル3] 高齢者等避難 避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。また、必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。 なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定され	避難情報に関するガイドラインを踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考																																
	<p>る場合には、その前の夕刻時点において [警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>る場合には、その前の夕刻時点において [警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。</p> <p><u>※「高齢者等避難」における「高齢者等」とは、避難に時間を要する又は独力で避難できない在宅又は施設を利用している高齢者や障害のある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及び避難を支援する者のこと。</u></p>																																	
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請																																	
	第3節 自衛隊の災害派遣	第3節 自衛隊の災害派遣																																	
149	<p>1 自衛隊における措置 (略) (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害派遣の要請を受けることができる者</th> <th>担任地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上自衛隊</td> <td>第10師団長</td> <td>県内全域※</td> </tr> <tr> <td>第6施設群長 (豊川駐屯地司令)</td> <td><u>県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部)</u></td> </tr> <tr> <td>第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)</td> <td>春日井駐屯地近傍</td> </tr> <tr> <td colspan="2">航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)</td> <td>県内全域</td> </tr> <tr> <td colspan="2">海上自衛隊横須賀地方總監</td> <td>県内全域</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、<u>県西部(尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多)の連絡・調整は、第35普通科連隊長担任</u></p>	災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域	陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※	第6施設群長 (豊川駐屯地司令)	<u>県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部)</u>	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍	航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域	海上自衛隊横須賀地方總監		県内全域	<p>1 自衛隊における措置 (略) (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害派遣の要請を受けることができる者</th> <th>担任地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上自衛隊</td> <td>第10師団長</td> <td>県内全域※</td> </tr> <tr> <td>第6施設群長 (豊川駐屯地司令)</td> <td><u>豊川駐屯地近傍</u></td> </tr> <tr> <td>第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)</td> <td>春日井駐屯地近傍</td> </tr> <tr> <td colspan="2">航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)</td> <td>県内全域</td> </tr> <tr> <td colspan="2">海上自衛隊横須賀地方總監</td> <td>県内全域</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、<u>連絡・調整の担任は</u>県西部(尾張北東部・尾張西部・名古屋・知多)を第35普通科連隊長、<u>豊田市・みよし市・岡崎市・安城市・知立市・刈谷市・高浜市・碧南市・西尾市・幸田町を中部方面特科連隊第2大隊長、豊川市を第6施設群長、新城市・設楽町・東栄町・豊根村を第10偵察戦闘大隊長、豊橋市・蒲郡市・田原市を第10高射特科大隊長がそれぞれ実施する。</u></p>	災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域	陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※	第6施設群長 (豊川駐屯地司令)	<u>豊川駐屯地近傍</u>	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍	航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域	海上自衛隊横須賀地方總監		県内全域	災害派遣担当区の見直しによる修正
災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域																																	
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※																																	
	第6施設群長 (豊川駐屯地司令)	<u>県東部(西三河北部、東三河北部、西三河南部、東三河南部)</u>																																	
	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍																																	
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域																																	
海上自衛隊横須賀地方總監		県内全域																																	
災害派遣の要請を受けることができる者		担任地域																																	
陸上自衛隊	第10師団長	県内全域※																																	
	第6施設群長 (豊川駐屯地司令)	<u>豊川駐屯地近傍</u>																																	
	第10後方支援連隊長 (春日井駐屯地司令)	春日井駐屯地近傍																																	
航空自衛隊第1輸送航空隊司令 (小牧基地司令)		県内全域																																	
海上自衛隊横須賀地方總監		県内全域																																	
	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策																																	
162	<p>■基本方針 ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、<u>周産期リエゾン</u>、災害薬事コーディネーター、透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>■基本方針 ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、<u>小児周産期リエゾン</u>、災害薬事コーディネーター、透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p>	名称変更に伴う修正																																
	第1節 医療救護	第1節 医療救護																																	
164	<p>1 県(保健医療局)における措置 (1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整</p>	<p>1 県(保健医療局)における措置 (1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整</p>	名称変更に伴う修正																																

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考
165	<p>ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置</p> <p>県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、<u>周産期リエゾン</u>、災害薬事コーディネーター、透析リエゾン、災害看護コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) DPAT (災害派遣精神医療チーム) の派遣等</p> <p>ア 愛知DPATの派遣</p> <p>(7) 県は、必要があると認めるときは、<u>DPAT (災害派遣精神医療チーム) 先遣隊</u>を派遣する。</p>	<p>ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置</p> <p>県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、<u>小児周産期リエゾン</u>、災害薬事コーディネーター、透析リエゾン、災害看護コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) DPAT (災害派遣精神医療チーム) の派遣等</p> <p>ア 愛知DPATの派遣</p> <p>(7) 県は、必要があると認めるときは、<u>日本DPAT (災害派遣精神医療チーム)</u>を派遣する。</p>	
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生	
169	1 県 (保健医療局・感染症対策局) における措置	1 県 (保健医療局) における措置	誤記修正
170	2 保健所設置市における措置	2 保健所設置市における措置	表記の整理
171	<p>(略)</p> <p>(6) 自宅療養者等の避難確保</p> <p>ア <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u>の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(6) 自宅療養者等の避難確保</p> <p>ア <u>感染症</u>の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p>	
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
200	2 県 (福祉局、保健医療局、県民文化局) における措置	2 県 (福祉局、保健医療局、県民文化局) における措置	愛知県災害派遣福祉チーム設置運営要領を踏まえた修正
	<p>(略)</p> <p>(2) 広域調整・市町村支援</p> <p>保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援する。</p> <p>また、<u>市町村からの要請</u>により、必要に応じて災害派遣福祉チーム(DWAT)や災害支援ナースを編成し、派遣する。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 広域調整・市町村支援</p> <p>保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援する。</p> <p>また、<u>市町村からの要請等</u>により、必要に応じて災害派遣福祉チーム(DWAT)や災害支援ナースを編成し、派遣する。</p>	
	第12章 遺体の取扱い	第12章 遺体の取扱い	
	第2節 遺体の処理	第2節 遺体の処理	
210	1 市町村における措置	1 市町村における措置	記載場所の

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考
	<p>(1) 遺体の収容及び一時保存 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、<u>遺体安置所(寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。</u> <u>なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。</u></p>	<p>(1) 遺体の収容及び一時保存 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、<u>遺体安置所(削除)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。</u> <u>(削除)</u></p>	整理
	第24章 住宅対策	第24章 住宅対策	
	第5節 住宅の応急修理	第5節 住宅の応急修理	
285	1 県(防災安全局・建築局)及び救助実施市における措置	1 県(防災安全局、建築局)及び救助実施市における措置	表記の整理
	第25章 学校における対策	第25章 学校における対策	
	第2節 教育施設及び教職員の確保	第2節 教育施設及び教職員の確保	
290	<p>2 県(教育委員会)における措置 (1) <u>他県</u>に対する応援要求 県教育委員会は、自ら学校教育を実施し、又は市町村教育委員会及び私立学校設置者(管理者)からの応援要求事項を実施することが困難な場合、<u>他県へ教育の実施又はこれに要する教育施設、教職員等につき応援を要求する。</u> (2) 他市町村教育委員会に対する応援指示 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>2 県(教育委員会)における措置 (1) <u>文部科学省及び地方公共団体等</u>に対する応援要求 県教育委員会は、自ら学校教育を実施し、又は市町村教育委員会及び私立学校設置者(管理者)からの応援要求事項を実施することが困難な場合、<u>被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST)を踏まえ、文部科学省の応援職員や、地方公共団体等の学校支援チーム、応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣要請を行う。</u> (2) 他市町村教育委員会に対する応援指示 (略) (3) <u>受援体制の確保</u> <u>文部科学省の応援職員及び地方公共団体等の学校支援チーム等を迅速、的確に受け入れるために、支援ニーズの集約や連絡窓口の一元化等、受援体制を確保する。</u></p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第2章 公共施設等災害復旧対策	第2章 公共施設等災害復旧対策	
	第1節 公共施設災害復旧事業	第1節 公共施設災害復旧事業	
295	<p>4 <u>重要物流道路(代替・補完路を含む。)の指定に伴う災害復旧事業の代行</u> <u>重要物流道路(代替・補完路を含む。)に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、都道府県又は市</u></p>	<p>4 <u>指定区間外の国道、公社管理の道路、県道又は市町村道の災害復旧事業の代行</u> <u>指定区間外の国道、公社管理の道路、県道又は市町村道の道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県、道路公</u></p>	道路法等の改正を踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2026年2月修正)	修正 (2026年6月修正案)	備考
	町村からの要請により国が代行して実施することができる。	<u>社</u> 又は市町村からの要請により国が <u>県、道路公社又は市町村に代わって災害復旧を代行して</u> 実施することができる。	

※上記修正に関連する「主な機関の措置」の表の修正については、新旧対照表への記載を省略する。